

中期目標に関する制度概要・第二期中期目標策定の手順

(1) 中期目標の意義及び根拠

中期目標とは【地方独立行政法人法第25条】

- 地方独立行政法人法に基づき、法人が達成すべき業務運営に関する目標として、設立団体の長が定め、法人に指示するもの
- 目標の期間は3年～5年の間で定める。
- 中期目標を定めるときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を要する。

健康長寿医療センターの中期目標

- 第一期の中期目標期間 平成21年4月1日から25年3月31日まで（4年間）
※平成25年度から新施設に移行するため、現行施設での4年間で設定
- 第一期の最終年度である24年度に、都が第二期中期目標を作成し、法人に対し示す必要がある。

(2) 第二期中期目標策定に向けた手続き

- 福祉保健局において、平成23年度末に、第二期中期目標（案）【別紙資料5】を作成。現在、都庁内関係部所に内容を協議中
- 高齢者医療・研究分科会（6月7日）において意見聴取を実施
- 評価委員会・全体会（7月26日）における意見聴取後、第三回都議会定例会に付議

